

板橋区長期基本計画審議会起草委員会設置要領

1 設置目的

板橋区長期基本計画審議会（以下「審議会」）において、諮問事項に対する答申を円滑かつ効果的に起草するため、学識経験者委員からなる起草委員会を設置する。起草委員会において起草した答申案については、審議会へ報告する。

2 委員

審議会会長を除く学識経験者の委員6名をもって起草委員とする。

3 委員長

- (1) 起草委員会の委員長は、審議会会長代理の職にある委員をもって充てる。
- (2) 委員長は、起草委員会を主宰し、会務を総理する。

4 会議の公開

審議会で審議すべき内容の検討過程にあつて、委員の忌憚のない意見等が求められるとともに、会議の円滑な進行を図る必要があるため、会議は非公開とする。ただし、会議結果については、審議会へ報告し、審議会資料として公開する。

5 幹事

起草委員会の事務を補助する者として、審議会幹事のうち、政策経営部長をもって充てる。

6 庶務

起草委員会の庶務は、政策経営部政策企画課において処理する。